

令和8年1月21日  
大阪市教育委員会

令和8年度 大阪市教育委員会事務局等における一般業務  
(保健体育グループ(体育) 会計年度任用職員) 募集要項

1 募集人員

3名

2 募集内容

主な業務内容

大阪市教育委員会事務局の一員として担当職員と連携し、主に以下の業務を行う。

- (1) 部活動指導員に関する文書作成、提出物の集約・整理・保管等
- (2) 子どもの体力向上の取組に関する文書作成、関係諸団体との連絡調整等
- (3) 部活動の地域移行事業に関する文書作成、提出物の集約・整理・保管等
- (4) 学校体育に関わる庁内他部署や外部団体との連絡調整等
- (5) その他、業務に必要な事務作業(ワード、エクセルの操作)等

3 応募資格

(1) 以下に該当する者

パソコンソフト(ワード・エクセル等)の基本的な操作ができる者

(2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者

【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

(注) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用されることがあります。(2回まで最長3年)

## 5 勤務条件等

### (1) 勤務時間・日数

次のいずれかとする。

#### ア. 週4日勤務

週30時間 月曜日から金曜日のうち週4日勤務

午前9時から午後5時15分（休憩45分を含む1日7時間30分勤務）

#### イ. 週5日勤務

週30時間 月曜日から金曜日の週5日勤務

午前9時から午後3時45分（休憩45分を含む1日6時間勤務）

### (2) 休日

・土曜日及び日曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

・年末年始（12月29日から1月3日までの日（前号に掲げる日を除く））

・月曜日から金曜日のうち指定する週1日（週4日勤務の場合）

### (3) 勤務場所

大阪市教育委員会事務局 大阪市役所3階（大阪市北区中之島1-3-20）

### (4) 報酬等

報酬（月額）176,436円～196,620円（地域手当相当額を含む）

※ 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※ 別途期末勤勉手当が支給されますが、採用時期により金額は異なります。

※ 上記報酬の他に通勤手当（支給限度額あり）が支給されます。

※ 上記報酬等は募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

### (5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり付与されます。

・年次休暇 付与日数：12日

付与期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

・特別休暇 【有給】忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇、災害等による通勤時の出勤が困難な場合 等

【無給】生理休暇、妊娠障害休暇、育児時間休暇、子の看護等休暇※1、短期介護休暇※1、ドナー休暇（※1別途取得要件あり）

・その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

### (6) 社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入

### (7) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

## 6 選考方法

口述（面接）試験

## 7 選考日時及び選考会場

日時：令和8年2月17日（火）午前9時30分から午後5時30分の間に指定する時間

※応募者多数の場合は、令和8年2月18日（水曜日）指定の場合あり。

申込書到着後、面接日・時程・会場について通知します。

場所：大阪市役所（大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階）の会議室を予定

※ 集合時間、選考会場の詳細は「10 受験案内の送付」により、連絡します。

## 8 申込方法

以下の(1)から(3)の書類等を簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）にて、後掲「13 問合せ先」まで送付してください。

また、封筒表面に「会計年度任用職員【教育委員会事務局等における一般業務】申込書在中」と朱書きしてください。

書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

### (1) 令和8年度 大阪市教育委員会事務局等における一般業務

（保健体育グループ（体育）会計年度任用職員）採用試験 受験申込書 1通

※ 必要事項を記入し、過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※ 受験申込書は本市所定の様式に限ります。「大阪市ホームページ」よりダウンロードし、両面印刷をしてください。

※ 記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取消します。

### (2) 「受験案内」及び「選考結果」通知用の定型封筒（長形3号） 2通

※ 必ず宛先を記載のうえ、それぞれに110円切手を貼付してください

### (3) 申し立て書 1通

※ 申し立て書は、大阪市所定の様式を「大阪市ホームページ」よりダウンロードしてください。

## 9 採用申込書の受付期間等

令和8年1月22日（木曜日）から令和8年2月9日（月曜日※必着）まで

## 10 受験案内の送付

試験時間等の詳細については、令和8年2月12日（木曜日）頃に送付する受験案内により受験者本人へ通知します。なお、令和8年2月15日（日曜日）までに受験案内が届かない場合は、令和8年2月16日（月曜日）の午後5時までに、後掲「13 問合せ先」へ電話連絡してください。

## 11 結果の発表

選考の結果については、口述（面接）試験終了後、令和8年2月下旬頃までに受験者全員に通知します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

合格者は、採用候補者名簿に登録され、試験の合計得点が上位の方から採用の事前連絡を行います。また、採用日を受験者が指定することはできません。

## 12 その他

- ・提出された書類に虚偽の記載があった場合は、すべて(受験資格・名簿登録・採用)無効となります。
- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- ・本案件については、令和8年度予算の発効をもって有効とします。

## 13 問合せ先

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階

大阪市教育委員会事務局指導部 保健体育担当（保健体育グループ）

電話番号：06-6208-8172

### 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと

- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと